

屋外に町災害対策本部を設置 平成20年度 町防災訓練実施

8月31日(日)、厳しい残暑の中、町内一斉に防災訓練が行われ、3759人が参加しました。

今年度の防災訓練は、役場庁舎が倒壊する恐れがあることを想定して実施しました。町災害対策本部は屋外の仮設テント内に設置し、各地域の被害状況などの把握と対応に努めました。

各地域では、自主防災会などによるさまざまな訓練が行われました。

下延沢自主防災会では、救助犬による救出・救助訓練、



救助犬による救出・救助訓練



仮設橋設置訓練

多くの子どもたちも参加

上延沢自主防災会では、仮設橋設置訓練、牛島自主防災会では、建物応急危険度判定訓練、また、全自主防災会の協力により、福祉会館に災害時要援護者を受け入れる訓練などが行われました。

今年度は、中学生以下の子どもたちの参加も569人と多く、訓練に参加した人たちは、地域一体となった災害への備えを改めて確認し合いました。

環境防災課 ☎84・0314

裁判員制度特集 第3回

裁判員に選ばれたら (実際の裁判では)



裁判所からの呼出状を受け取った裁判員候補者は、呼出状に記載された裁判員等選任手続期日に、裁判所に行くことになります。

原則として裁判員の選任手続は午前中に行われます。その後、裁判員に選ばれたかたは、裁判長から裁判員の職務などについて説明を受け、宣誓を行います。そして、いよいよ午後からは法廷での審判が始まります。

今月号では、実際の裁判がどのように進められるのか紹介します。

●横浜地方裁判所総務課 ☎045-201-9631 (代表) 開成町選挙管理委員会(総務課) ☎84-0310

裁判の進められ方

実際の裁判は、法廷での審理・評議・判決宣告の順に進められます。裁判員は、このうち法廷での審理と判決宣告に立ち会うとともに、評議では事件について裁判官やほかの裁判員といっしょに議論し、その際に自分の意見を述べることでなされます。

法廷での審理

証調調べ手続
法廷では、まず検察官と弁護人がそれぞれ自分の主張を述べた後、その主張を証明する証拠を取り調べます。

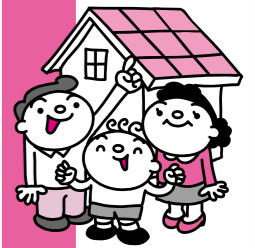
Q 「法廷で取り調べられる証拠」とは?

A 法廷で取り調べられる証拠には、検察官や弁護人が提出した凶器などの物や書類のほか、証人や被告人の供述などさまざまなものがあります。

これらの証拠が、どのような事実や裁判の争点にどう関連するのかが、事前に検察官、弁護人から明らかにされ、裁判官からも十分な説明がされます。



備えあれば憂いなし 家庭で役立つ防災情報 危機管理の充実をめざし



No.5

4月からこの仕事に携わり、早半年が経過しました。この間にも痛ましい事件や災害、事故が相次いで起こり、「何が危険で、どう動くのか」ということを、必要な情報を得ながら、お知らせも含めて対応策に取り組んできました。

4月の春先には突風、嵐が襲来し、今年初の気象警報が発令されました。このとき、町の対策(監視体制)で、町内を流れる河川や水路が氾濫するのを防ぐ操作が迅速に行われたことに気づきました。皆さんの安全を守るために、いち早く、何をすべきかを町長を筆頭に適切に行動されました。

私も経験を生かし、警報発令時にすべき行動をしましたが、町では酒匂川の大洪水の歴史を踏まえた対応が機敏にされており、十文字橋の仮設橋の通行止めも

安全確保のために二度ほど行われました。皆さんの安全を守るために、気象情報の把握と早い現場の状況確認で、何をすべきか素早い判断が求められます。

気象では、今夏も猛暑が続く、短時間の集中豪雨による中小河川の洪水被害が各地で発生しました。川の上流での急な気象変化を知らせる仕組みは、2年前の酒匂川の増水事故後にできました。危険を知る情報に触れたら早くその場から退避する心構えが、自己責任としても大事です。

一方で、火事をなくすことが私の主要なミッションの一つです。ガソリン暫定の税率の復活前にはガソリンの買いだめによる火事の危険が予想されたため、予防策として広く呼びかけを行いました。危険な事態を予測、察知したら、広報によ

危機管理担当 小嶋 吉治

環境防災課 ☎84・0314



弁論手続

証調調べ手続が終わると、検察官と弁護人が、それぞれの立場から、法廷で取り調べた証拠の信用性、証拠から認められる事実などについての主張を交わします。

これにより、これまで法廷で見聞きしてきた証拠やその評価、それらを踏まえた争点に関する判断について検察側、弁護側双方の考え方が総合的に示されます。

評議

評議では、裁判員6人と裁判官3人が、法廷での証調調べの結果をもとに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にはどのような刑にするのかを議論し、結論を出します。

Q 評議では、必ず意見を言わなければならないのですか?

A 法律上、裁判員は、事件について裁判官といっしょに議論する際に意見を述べなければならぬとされています。評議において一つの結論を出すためには、そのメンバーである裁判員と裁判官が、それぞれの意見を述べる必要が不可欠だからです。

また、評議では、すべての問題点について一度にまとまった意見を述べなければならぬわけではなく、自由で自分が気づいたところから意見を述べ、議論に参加してください。

Q 全員の意見が一致しなかったらどうなるの?

A 評議では、全員一致で結論を導くことがたいせつですが、どうしても意見がまとまらない場合には、多数決で結論を決めることとなります。

この場合、裁判員の意見は、裁判官の意見と同じ重みを持つこととなります。ただし、裁判員だけによる意見では被告人に不利な判断をすることはできず、裁判官と裁判員のそれぞれ1人以上が多数意見に賛成していることが必要です。

判決宣告

評議の結果に基づいて、裁判官が判決書の原稿を作成し、法廷で判決が宣告されます。裁判員の職務は、判決宣告により終了します。

裁判員制度特集スケジュール

掲載号	掲載内容
第1回 8月号	刑事裁判の仕組みが大きく変わります
第2回 9月号	裁判員はどのようにして選ばれるのか
第3回 10月号	裁判員に選ばれたら(実際の裁判では)
第4回 11月号	裁判員に選ばれたら(具体的な疑問)
第5回 12月号	候補者となったことのお知らせが届いたら